## 錦江町農業委員会12月総会議事録

- 開催日時 平成29年12月14日(木) 午後3時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員(農業委員15人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原	原勝吉
代理	2番	鈴	一麿
委員	3番	安水	純一
"	4番	鳥越	秀一
"	5番	徳永	哲朗
<i>II</i>	6番	坂元	博美
"	7番	寺田	郁哉
JJ	8番	鍋	康博
"	9番	元丸	敏朗
"	10番	貫見	和洋
"	11番	毛下	利美
"	12番	内薗	雄治
"	13番	宿利原	1 進
JJ	14番	本釜	好子
IJ	15番	平原	榮

## 農地利用最適化推進委員

```
    "
    内菌
    政文

    "
    山中
    徹

    "
    水流
    佳文

    "
    竹原
    政洋

    "
    安水
    峯晴

    "
    西川
    健児

    "
    折小野
    道男

    "
    横原
    利己
```

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

### ○議事日程

- 1、開会
- 2、農業委員憲章朗読
- 3、会長あいさつ
- 4、議 事
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 会務報告について
  - 第3 附議事項
    - 議案第34号 農地法第3条許可申請について
    - 議案第35号 農地法第5条許可申請について
    - 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利 用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について
    - 議案第37号 平成28年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議 について

	,
議長	只今より平成29年12月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。 本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。
	それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に12番 内薗委員と13番 宿利原委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
議長	次に、会務報告についてを議題とします。 事務局から報告と説明をお願いいたします。
事務局	「会務報告と説明」
議長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議長	無いようですので、以上で会務報告を終わります。 それでは附議事項に入ります。
議 長	議案第34号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第34号について説明いたします。 受付番号8号の譲渡人は、Y・Yさん、K市在住の方です。 申請地は田代麓字井手駄床5065番52、地目は畑、地積は909㎡となっています。 譲受人はM・Kさん、N自治会在住の方です。 この申請は贈与による所有権移転となっています。 M・Kさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地99,024㎡で、茶を主体とした経営をされています。 農業機械の所有状況は、摘採機、防除機各1台となっています。 この件の担当調査員は、横原推進委員です。  次の受付番号9号の譲渡人は、M・Zさん、H自治会在住の方です。 申請地は田代川原字釜牟田3560番、地目は田、地積は781㎡となっています。

譲受人はN・Tさん、H自治会在住の方です。 N・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地5,551㎡、小 作地4,362で、水稲、養鶏を主体とした経営をされています。 農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各1台となっています。 次の受付番号10号の譲渡人は、N・Tさん、H自治会在住の方です。 申請地は田代川原字馬庭原634番、地目は田、地積は1、057㎡となって います。 譲受人はM・Zさん、H自治会在住の方です。 M·Zさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地48,600㎡で、 水稲、露地野菜を主体とした経営をされています。 農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機各1台となっています。 受付番号9号、10号については、交換による所有権移転となっています。 受付番号9号、10号の担当調査員は、10番 貫見委員です。 以上です。 議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願い します。 先ず、受付番号8号について、横原推進委員お願いいたします。 横原 8号について報告します。 先ず場所ですが、新田トンネルを抜けて、新田集落の東側の茶園に隣接する農 推進委員 地です。 先程、贈与ということでしたけれども、以前、M・KさんとY・Yさんの間で 農地の交換されて、名義変更の手続きがされていなかったものです。 Mさんについては、茶業を専業にされ圃場の管理等も良くなされていますので 問題は無いかと思います。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 議長 ありがとうございました。 次に受付番号9号、10号について、10番 貫見委員お願いいたします。 10番 受付番号9号、10号を同時に説明いたします。 貫見委員 これは事務局から説明があったとおり、交換による件でございました。 今回、N・Tさんのお父さん、Mさんが農業者年金を貰うということで、Tさ んに名義を直し3条の申請をされたところでございます。そして面積がお互いに 違うんですが、お互いに納得済で現金の発生はしておりません。

	以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから議案第34号を採決します。 お諮りします。 議案第34号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第34号については原案のとおり許可することに決定しました。
議長	次に議案第35号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第35号について説明いたします。 受付番号8号は、太陽光発電設備建設のための申請となっています。 申請者はT・E(株)、O府に拠点を置く法人と、I・Kさん、B自治会在住の方と、Y・Hさん、B自治会在住の方とY・Kさん、M町在住の方と、K・Yさん、B自治会在住の方の連名による申請となっています。 申請地は田代麓字荒田原4586番70、地目は台帳山林、現況畑、地籍は3,031㎡と、田代麓字荒田原4586番64、地目は台帳畑、現況畑、地籍は4,601㎡と田代麓字荒田原4586番65、地目は台帳山林、現況畑、地籍は3,143㎡と田代麓字荒田原4586番65、地目は台帳山林、現況畑、地籍は3,193㎡と田代麓字荒田原4586番63、地目は台帳山林、現況畑、地籍は1,061㎡と田代麓字荒田原4586番66、地目は台帳山林、現況畑、地籍は1,061㎡と田代麓字荒田原4586番66、地目は台帳山林、現況畑、地籍は4,614㎡で、6筆の合計は19,643㎡となっています。 6頁から11頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。 この件の担当調査員は、6番 坂元委員です。

	以上です。・
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。
	************************************
6 番	はい。報告します。
坂元委員	先ほど会務報告でもありましたとおり、12月8日に事務局職員2名と支所の
	担当職員、農地利用最適化推進委員のYさんの5名で、当該農地の現地確認を行 ないました。
	これらの農地は、荒田原茶団地の奥まったところにあり、平成25年に農振農 用地の除外をした地区の一角で、二種農地となっています。
	数年前に農地転用によって太陽光発電施設が設置されている土地のさらに奥
	まったところにあり、今回の転用用途も太陽光発電施設の設置ということです。
	立地、圃場の規模、周辺環境から見ても転用することも致し方ないのではない
	かと判断しました。
	ご審議のほどをよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。
	ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
3 番	今のこの時点で、前の除外申請の時に、Nさんか誰か入っていなかったかなぁ
鍋 委員	と、ちょっと疑問に思ったりしたんですけれども。何か規模が縮小されたとか、
	そういうのは無かったんですか。
事務局	Nさんは今回は入っていません。Nさんは現在そこでカボチャとか、園芸をさ
	れています。畑はそのまま残るということです。
3 番	前の除外の時は、このメンバーと一緒じゃなかったですか。
鍋。委員	
事務局	いや。最初から入っていません。

5 番 徳永委員	1点良いですか。 いわば段々畑の跡地なんでしょうけど、面積が広いんですが、排水の問題はど
	う。下の方に全然問題は無いですか。
事務局	9頁を見て頂きたいんですが、先ずこの横をした時に排水の問題等がありまして、今度の場合は沈砂池を4か所作ります。そこで調整しながら流すということで。Aの区画の下の方に1つ。それからCの区画の下の方に1つ。Fの下の方に1つ。そしてDの所の右手側の傾斜地の所に1つ。計4か所を作る計画です。
5番徳永委員	それを集合して排水。それぞれを水路に落とすの。
事務局	それぞれです。このEとDの下に沢が流れているんですけれども、そこに一気に行かないようにということで、4か所の沈砂池を作るということです。一応、今の水量と変わらないようにいうことで調整をするということでした。
3 番 鍋 委員	関連して。前のKさんののをした時のと集中して沢に流れると思うんですけれども、そこ辺りの話は出来ているの。
事務局	前の時は、ちょうどNさんの自宅の前に流れる沢に全部行って、水量が多くなったんですが。今度作る所の沢は、その下流側で合流するんですけれども、そこで一気に来ないようにということで、調整をして流すということです。 Nさんとも色々と協議をされて、Nさんもこれなら良いでしょうということで承諾を得たということでした。
議長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第35号を採決します。 お諮りします。 議案第35号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)

議長	異議なしと認めます。
时 及	
	したがいまして、議案第35号については、原案のとおり許可することに決定
	しました。
議長	次に、議案第36号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による
	農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とし
	ます。
	お諮りします。
	会議資料のとおり、今回は66筆の利用集積計画について審議しなければなり
	ませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、事務
	局説明と調査員の報告は継続の案件を省略し、新規のみの案件だけとして、その
	都度議決したいと思いますが、ご異議ありませんか。
	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O
 委 員	(委員の中から「なし」の声)
y A	
議 長	異議なしと認めます。
时交 戊	それでは、議案第36号のうち、受付番号473号から495号までを議題と
	します。
	事務局の説明をお願いいたします。
	71
事務局	それでは議案第36号のうち、受付番号473号から495号までについて説
	明いたします。
	受付番号473号から486号までは継続の案件ですので、資料の方をお目通
	し下さい。
	次の受付番号487号の貸し人はO・Sさん、A自治会在住の方です。
	申請地は馬場字木場ノ上935番、地目は田、地積は2,195㎡のうち、7
	88㎡となっています。
	貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日までで、小作
	料金は21、000円となっています。
	次の受付番号488号の貸し人はI・Sさん、K自治会在住の方です。
	申請地は馬場字木場ノ上936番、地目は田、地積は747㎡となっています。
	貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日までで、小作
	料金は21,000円となっています。
	受付番号487号、488号の借り人は、T・Hさん、S自治会在住の方です。
	T・Hさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者2名、小作地4,738㎡
	で、馬鈴薯、スナップを主体とした経営をされています。
	し、河岬省、ハノソノで工件としに性旨でで4レしピまり。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各1 台となっています。

次の受付番号489号は継続ですので、お目通し下さい。

次の受付番号490号から492号の貸し人はI・Tさん、T自治会在住の方です。

申請地は490号が馬場字田ノ神後1637番1、地目は田、地積は1,356㎡、491号が馬場字天松院ノ下1962番1、地目は田、地積は1,459㎡、492号が馬場字天松院ノ下1962番3、地目は田、地積は1,465㎡で、3筆の合計は4,280㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は、490号が54,240円、491号が58,360円、492号が58,600円となっています。

借り人は(株)Jさん、K市に拠点を置く法人です。

(株) J さんの経営状況は、構成員2名、雇用が4人で1,200日、小作地55,788㎡で、葉ネギを主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各4台、管理機2台、動噴、 芋掘り機、茎葉処理機各1台となっています。

受付番号487号、488号、490号から492号までの担当調査員は、4 番 鳥越委員です。

次の受付番号493号は継続ですので、お目通し下さい。

次の受付番号494号、495号の貸し人はN·Sさん、T自治会在住の方です。

申請地は、494号が田代麓字内之牧5138番163、地目は畑、地積は5,688㎡のうち2,000㎡、495号が田代麓字内之牧5138番175、地目は畑、地積は8,119㎡のうち2,000㎡で、2筆の合計は4,000㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日までで、使用 貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、N・Hさん、T自治会在住の方です。

N・Hさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地、小作地はありませんが、イチゴを主体とした経営の予定です。

農業従事日数は250日で、農業機械は親からの貸借となっています。 以上です。

### 議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号487号、488号、490号から492号までについて、 4番 鳥越委員お願いします。

# 4 番鳥越委員

487号と488号の借り人はT・Hさんですけれども、この方は青年で、今から錦江町を背負っていく子だと思います。

この場所なんですけれども、ちょうど丸栄パチンコをずっと山手の方を上がって、前までTさんという方がハウスを作られていたんですけれども、今回返すということで、T君の方に話がありました。隣にお父さんのハウスがあって、何ら支障はないかと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、このJですけれども、これは元々、以前M・Kさんの方が借りていた田んぼです。これを本来ならば最初からJが借りるはずだったんだろうけど、色々、M・Kさんと、このJの方でお金の支払いのことでトラブルがありまして、本来通り作っているJの方に契約をしてもらいました。このJさんの方も、Kで葉ネギを中心とした大規模な経営をされていて、何ら問題は無いかと思いますので、よろしくお願いいたします。

### 議長

ありがとうございました。

次に、受付番号494号、495号について、6番 坂元委員お願いいたします。

## 6 番坂元委員

はい。報告します。受付番号494号、495号について報告します。

この案件については、親子間による使用貸借となっています。農地の場所は南 風谷、マス釣り場の奥になりますが、ここの集落のはずれになりまして、イチゴ ハウスが建っています。借り人となるH君は、お父さんが亡くなった後、お母さ んの下に就農し、現在2回目のイチゴの収穫期を迎えています。今後、新規就農 の支援を受けたいとの希望があり、親子間での利用権の設定を行なうもので、貸 借期間は5年となっています。

いちご生産農家でもある農地利用最適化推進委員のYさんにも同行してもらい、話を伺ったところでありますが、H君のイチゴ生産に一所懸命に取り組もうとする姿勢が伝わってきました。後継者として前途有望な青年であります。ご審議のほどをよろしくお願いします。

議長	ありがとうございました。
	ただいま各担当調査員から調査報告がありましたが、しばらく資料に目を通し
	て下さい。
	質疑はありませんか。
	g Mistry & CIVN o
 5 番	JACは大根占に担当者かなんか置く、いわゆる大根占の人を採用して経営指
·	
徳永委員	すの。それとも鹿屋から連れて来るの。
. =	
4 番	Kからも連れて来るし、このM・K君が社員となって。
鳥越委員	
5 番	大根占の人を雇用するの。
徳永委員	
4 番	はい。そうです。
鳥越委員	
議長	他に質疑はありませんか。
 委 員	(委員の中から「なし」の声)
 議 長	質疑なしと認めます。
MX 式	これから、議案第36号のうち、受付番号473号から495号までを採決し
	ます。
	お諮りします。
	議案第36号のうち、受付番号473号から495号までについては、原案の
	とおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。
	したがいまして、議案第36号のうち、受付番号473号から495号までに
	ついては、原案のとおり決定しました。
議長	次に議案第36号のうち、受付番号496号から515号までを議題としま
	寸。
	, "

	事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第36号のうち、受付番号496号から515号までについて説明いたします。
	受付番号496号から513号までは継続ですので、お目通し下さい。
	次の受付番号514号の貸し人はA・Sさん、K自治会在住の方です。 申請地は神川字ヤ子添3269番、地目は田、地積は720㎡となっています。 貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料 金は14,000円となっています。
	次の受付番号515号の貸し人はA・Tさん、K自治会在住の方です。 申請地は神川字塩浜田3141番14、地目は田、地積は687㎡となっています。
	貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料 金は14,000円となっています。
	受付番号514号、515号の借り人は、N・Yさん、K自治会在住の方です。 N・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地16,252 ㎡、小作地20,495㎡で、野菜を主体とした経営をされています。 農業機械の所有状況はトラクター1台、管理機、軽トラック各2台となってい
	ます。 受付番号514号、515号の担当調査員は12番 内薗委員です。
	以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。 受付番号514号、515号について、12番 内薗委員お願いします。
1 2番 内薗委員	はい。514号と515号は、N・Yさんが今まで半年間借りていたんですけれども、これをしっかりと利用権設定をしなければいけないということで、今回契約をしました。N・Yさんは従業員を雇って、大規模的にレタス、キャベツ、そういう葉物野菜を大々的に作っている会社組織なので、何ら問題は無いかと思います。審議のほどよろしくお願いします。

	,
議長	ありがとうございました。
	ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、しばらく資料に目を通し
	て下さい。
	質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。
	これから議案第36号のうち、受付番号496号から515号までを採決しま
	す。
	お諮りします。
	議案第36号のうち、受付番号496号から515号までについては、原案の
	とおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。
	したがいまして、議案第36号のうち、受付番号496号から515号までに
	ついては原案のとおり決定しました。
議長	次に議案第36号のうち、受付番号516号から538号までを議題としま
	す。
	事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第36号のうち、受付番号516号から538号までについて説
	明いたします。
	先ず受付番号 5 1 6 号については継続の案件ですので、お目通し下さい。
	次の受付番号517号の貸し人はO・Sさん、A自治会在住の方です。
	申請地は馬場字西ノ下873番1、地目は田、地積は1,234㎡となってい
	ます。
	貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料
	金は30,000円となっています。
	借り人はK・Kさん、S自治会在住の方です。
	K・Kさんの経営状況は、世帯員8名、農業従事者2名、雇用が8人で2,0
	00日、小作地33,267㎡で、野菜を主体とした経営をされています。
	農業機械の所有状況は、トラクター4台、コンバイン、ブーム各1台となって
	A STATE OF THE PROPERTY OF THE

います。

この件の担当調査員は14番 本釜委員です。

次の受付番号518号から520号は継続の案件ですので、お目通し下さい。

次の受付番号521号の貸し人はU·Sさん、K市在住の方です。

申請地は神川字西道原一4040番1、地目は畑、地積は4,973㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料 金は20,000円となっています。

借り人はS・Mさん、S自治会在住の方です。

S・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、自作地9,103㎡、 小作地11,199㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター・ハーベスター各1台となっています。 この件の担当調査員は水流推進委員です。

次の受付番号522号から528号は継続の案件ですので、お目通し下さい。

次の受付番号529号の貸し人はY・Hさん、N自治会在住の方です。

申請地は田代麓字立神5149番2、地目は田、地積は3,294㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料 金は15,000円となっています。

次の受付番号 5 3 0 号から 5 3 2 号の貸し人はK・K さん、N 自治会在住の方です。

申請地は、530号が田代麓字立神5150番2、地目は田、地積は968㎡、531号が田代麓字立神5150番54、地目は田、地積は844㎡、532号が田代麓字立神5150番56、地目は田、地積は802㎡で、3筆の合計は2、614㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料 金は全部で10,000円となっています。

次の受付番号533号の貸し人はN·Yさん、N自治会在住の方です。

申請地は田代麓字立神5149番32、地目は田、地積は882㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料

金は3,500円となっています。

次の受付番号534号から537号の貸し人はY・Hさん、N自治会在住の方です。

申請地は、534号が田代麓字立神 5149番 5、地目は田、地積は880 ㎡、535号が田代麓字立神 5149番 21、地目は田、地積は835 ㎡、536号が田代麓字立神 5149番 23、地目は田、地積は773 ㎡、537号が田代麓字立神 5149番 30、地目は田、地積は1,346 ㎡で、4 筆の合計は3,834 ㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料 金は全部で15,000円となっています。

受付番号529号から537号までの借り人は(株) Tさん、K自治会に拠点を置く法人です。

(株) Tさんの経営状況は、構成員2名、農業従事者2名、雇用が23人で5,700日、自作地1,695㎡、小作地186,657㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラック10台、トラクター6台、管理機3台、防除機2台、田植機、コンバイン各1台となっています。

次の受付番号538号の貸し人はK・Kさん、N自治会在住の方です。

申請地は田代麓字中野4856番2、地目は畑、地積は3,328㎡となっています。

貸付期間は、平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は16,000円となっています。

借り人はY・Hさん、Y自治会在住の方です。

Y・Hさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、自作地64,404 ㎡、小作地20,985㎡で、大根、甘藷を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各3台、ダンプ、甘藷堀取機、 ツル払い機、タイヤショベル各1台となっています。

受付番号529号から538号までの担当調査員は横原推進委員です。以上です。

### 議長

ただいま事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号517号について、14番 本釜委員お願いします。

14番	受付番号517について報告します。
本釜委員	借り人のKさんは、ネギ、馬鈴薯、里芋、水稲など生産されています。場所は、
71.200	Kさんの圃場に隣接した畑になります。Kさんは認定農業者でもあり、圃場も綺
	麗にされており、何ら問題は無いと思われますので、どうぞ審議のほどよろしく
	お願いいたします。
議長	ありがとうございました。
	次に、521号について、水流推進委員お願いいたします。
水流	報告します。
推進委員	この農地につきましては、以前に借りていた方が高齢化になり、契約を更新し
	ないということで、SのSさんに引き受けて頂きました。
	Sさんは、S地区で肉用牛を主体に経営されています。
	認定農家でもあり、本人に言ったところ是非貸してくれということで、土地の
	集約という点からも問題は無いと思います。
	よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。
	次に、529号から538号までについて、横原推進委員お願いいたします。
横原	はい。報告をいたします。
推進委員	受付番号529号から538号までの貸し人は、いずれも高齢等による規模縮
	小です。
	529号から537号までの立神の水田は、大原小学校の手前、雄川の左岸に
	広がる水田地帯の一角にあります。
	借り手がなかなか見つからずにいましたが、近くでネギを作付けされているT
	さんにお願いしたところ、快く引き受けて頂きました。
	Tさんについては、露地野菜を手広く栽培されており、田代地区でも実績のあ
	る法人ですので問題は無いかと思います。
	次の受付番号538号については、以前借りていた方が耕作されなくなり、遊
	休農地になりそうでしたが、前の農業委員のMさんがY・Hさんにお願いされ、
	1年間作って見てくれとお願いされたようです。
	今回正式に利用権を結ぶことになりました。
	Y・Hさんですが、認定農家でもあり、圃場の管理もしっかりされていますの
	で、問題は無いと思います。
	よろしくご審議をお願いいたします。

議長	ありがとうございました。 ただいま各担当調査員から調査報告がありましたが、しばらく資料に目を通し て下さい。
	質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。     これから議案第36号のうち、受付番号516号から538号までを採決します。     お諮りします。     議案第36号のうち、受付番号516号から538号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第36号のうち、受付番号516号から538号までに ついては、原案のとおり決定しました。
議長	次に議案第37号 平成28年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第37号について説明いたします。 この件につきましては、町長より平成28年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について、田代麓地区の農地からの農地外への地目変更が42 8件と農地外から農地への地目変更が25件となっております。 個別の変更内容につきましては、配布した資料で確認をお願いします。 調査地区としては、上山ノロ自治会と新田、中尾、東大原、西大原自治会周辺となっています。しばらくの間、それぞれの内容について確認、検討をいただいて、後ほど協議をお願いしたいと思います。 以上です。

議長	それでは、しばらくの間、資料を確認の上、検討をお願いします。 しばらく休憩します。
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
	それでは内容を確認いただいたと思いますので、協議をお願いいたします。 意見、質問など、ある方はどなたからでも結構ですので、出していただきたい
	と思います。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	それでは、特に意見がなければ採決に入ります。 お諮りします。 議案第37号 平成28年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協 議については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第36号 平成28年度に実施した地籍調査に伴う農地 の地目変更の協議については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	以上で、平成29年12月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

12 番

13 番

議事録調整者 窪 和人